

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間の延長 及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

申請対象期間の延長及び日額上限の変更について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、**申請対象期間が令和3年6月末まで延長**となりました。なお、今回延長の対象となった5月・6月分については、**1日あたりの支給上限額が原則9,900円（※）**となります。

	申請対象期間	申請期限	支給上限日額
中小企業	令和2年10月～12月	令和3年5月31日（月）	11,000円
	令和3年1月～4月	令和3年7月31日（土）	
	令和3年5月～6月	令和3年9月30日（木）	9,900円（※）
大企業	令和2年4月～6月	令和3年7月31日（土）	11,000円
	令和3年1月8日～4月		
	令和3年5月～6月	令和3年9月30日（木）	9,900円（※）

【注意点】（中小企業、大企業共通）

- ※一部対象地域においては、申請対象期間が5月～6月分の場合でも、支給上限日額が11,000円となります。（詳細については裏面をご参照ください。）
- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：5月の休業であれば6月1日から申請可能）

【中小企業にお勤めの場合の注意点】

- 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。
 - ・ 10/30に公表したリーフレットの対象となる方（☆）
 - 令和3年5月31日（月）までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
 - ・ 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
 - 支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

（☆）・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方
 ・ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合
 ・上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週〇日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合。

【大企業にお勤めの場合の注意点】

- 対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等（※）であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方。

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。対象都道府県については、裏面に記載の厚生労働省HP特設サイト中の「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のご案内リーフレットをご確認ください。

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

【対象となる休業】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ① 緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ② 緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③ 要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④ 休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和3年4月末まで	令和3年5月・6月
中小企業	原則的な措置	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円
大企業	原則的な措置	8割(※) 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円

(※) なお、大企業にお勤めの方については、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業の場合は、6割となります。

地域特例の対象となる期間及び区域(令和3年5月21日時点)

○対象期間 → 令和3年5月1日～令和3年6月30日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782551.pdf>



お問い合わせ

■ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

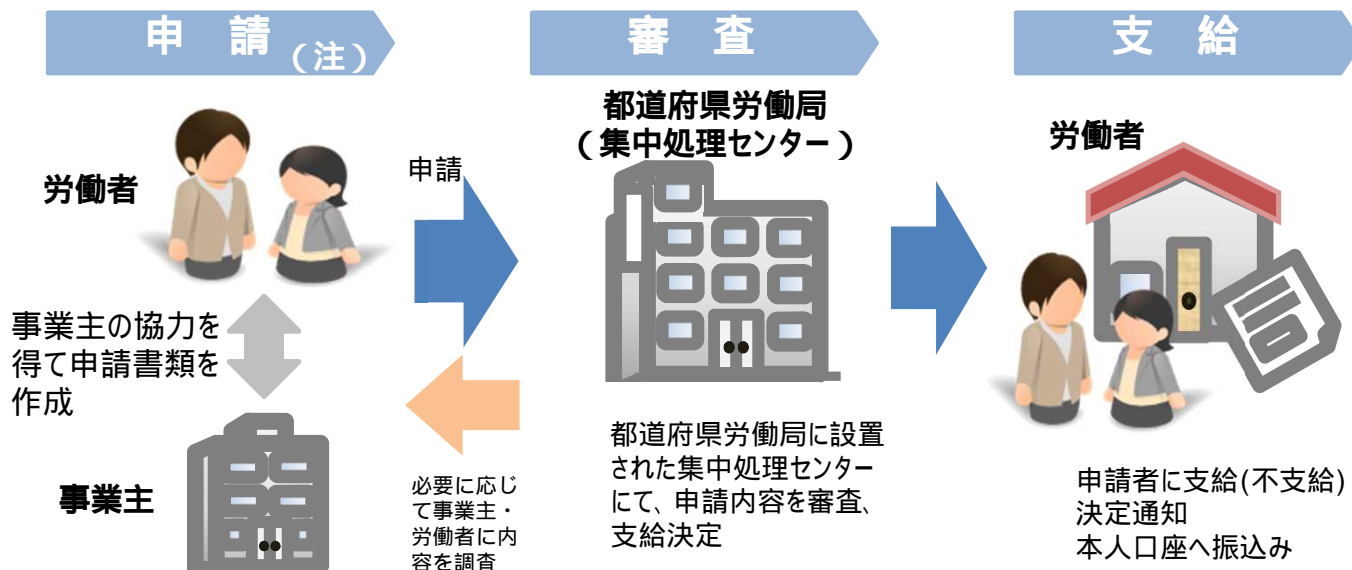
■ お問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



申請の流れ



(注)

- 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求められることや、その名称等を公表することがあります。

申請に当たっての留意点 (事業主の皆様へ)

雇用関係や事業主の指示による休業の事実の確認のため、**支給要件確認書の事業主記載欄への記載**に協力をお願いします。

支給要件確認書の記載や支援金の受給の有無は、労働基準法第26条の休業手当支払義務の有無の判断に影響するものではありません。

申請には**労働保険番号が必要**です。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があるものです。

労働者が**休業支援金の支給申請をしたことのみを理由として、当該労働者の解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などを行った場合、労働契約法に照らして無効等となる場合があります**。また、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。

総合労働相談コーナーのご案内 (労働者の皆様へ)

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。



休業支援金の地域特例対象地域及び期間について

【令和3年5月21日時点】

	特例の対象となる地域	特例の対象となる期間（※1）
北海道	全域	令和3年5月1日～令和3年6月30日
宮城県	仙台市	令和3年5月1日～令和3年6月30日
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町	令和3年5月1日～令和3年6月30日
埼玉県	さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、和光市、朝霞市、志木市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	令和3年5月1日～令和3年6月30日
千葉県	市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市、千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	令和3年5月1日～令和3年6月30日
東京都	全域	令和3年5月1日～令和3年6月30日
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町	令和3年5月1日～令和3年6月30日
石川県	金沢市	令和3年5月1日～令和3年6月30日
岐阜県	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、下呂市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町、御嵩町	令和3年5月1日～令和3年6月30日
愛知県	全域	令和3年5月1日～令和3年6月30日
三重県	四日市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	令和3年5月1日～令和3年6月30日
京都府	全域	令和3年5月1日～令和3年6月30日
大阪府	全域	令和3年5月1日～令和3年6月30日
兵庫県	全域	令和3年5月1日～令和3年6月30日
岡山	全域	令和3年5月1日～令和3年6月30日
広島	全域	令和3年5月1日～令和3年6月30日
愛媛県	松山市	令和3年5月1日～令和3年6月30日
福岡県	全域	令和3年5月1日～令和3年6月30日
熊本県	熊本市	令和3年5月1日～令和3年6月30日
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、石垣市、宮古島市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	令和3年5月1日～令和3年6月30日

※1 令和3年5月21日現在の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を前提とする期間。特例の対象となる期間は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき期間の末日の属する月の末日までの期間。

各都府県の要請内容については各都府県のホームページをご確認ください。

北海道：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

宮城県：<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

群馬県：https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00081.html

埼玉県：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_zyuutensochi0424.html#jigyousya

千葉県：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti36.html>

東京都：<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/index.html>

神奈川県：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/covid19/jiltushihoushin.html>

石川県：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/covid19/documents/sochi210514.pdf>

岐阜県：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/150950.html>

愛知県：<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

三重県：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/150950.html>

京都府：<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>

大阪府：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>

兵庫県：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/index.html>

岡山県：<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/718095.html>

広島県：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/emergency-20210515.html>

愛媛県：<https://www.pref.ehime.jp/index.html>

福岡県：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details-20210507.html>

沖縄県：https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/2020_new_corona_potat.html